

# 市民税・県民税の電子申告について

名古屋市

令和8年度分から、  
**市民税・県民税（住民税）について、  
電子申告ができるようになりました。**

スマートフォンやパソコンから手続きができます。ぜひご利用ください！



★市民税・県民税の申告は電子申告が便利です！

	窓口で提出	郵送で提出	電子申告
提出にかかる手間や時間	✗ 開庁時間内のみ 窓口が混雑する場合がある	○ ポストに投函	◎ ご自宅等で手続きが完結※ 24時間、休日・祝日も提出可 (メンテナンス時間を除く)
提出にかかる費用	△ 区役所等までの交通費	△ 送付用の切手 (+控返送用の切手)	○ インターネットの通信費を除き、特別な費用はかかりません。

※以下の申告書については電子申告することができませんので、郵送または窓口で提出していただく必要があります。

- ・分離課税の所得を申告する「市民税・県民税申告書（分離課税等用）」
- ・特定の寄附先に寄附したことにより寄附金税額控除を申告する「市民税・県民税申告書（寄附金税額控除申告書（一）・（二））」
- ・住所のある区以外の区に事業所などをお持ちの方が提出する「市民税・県民税申告書（事業所・事業所又は家屋敷分）」

電子申告に必要なものなどについて、詳しくは次ページをご覧ください。

★1月1日時点で名古屋市に住所があり、前年中に所得がある方は、3月15日（土曜日・日曜日・祝日の場合はその翌日）までに市民税・県民税の申告をする必要があります。

ただし、税務署へ確定申告した方や給与所得のみで勤務先において年末調整されている方などは申告する必要はありません。

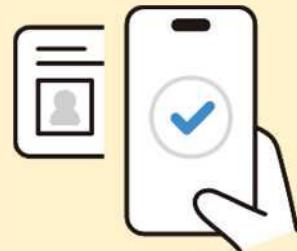
以下の例のような場合についても、電子申告が便利です。

(例1) 収入が年金収入のみで、収入400万円以下ため所得税の確定申告書の提出義務がなく、市民税・県民税について医療費控除や生命保険料控除、特定親族特別控除などの控除を追加するために申告書を提出する場合

(例2) 1年間所得がなかったため申告する義務はないが、所得証明書の発行や国民健康保険料等の算定の基準とするために申告書を提出する場合（いわゆる「0円申告」）

## 市民税・県民税の電子申告に必要なもの

①マイナンバーカード\*



②マイナンバーカード読み取り機能のあるスマートフォン  
またはパソコン  
(マイナポータルアプリのインストールが必要です。)

③マイナンバーカードに格納された電子証明書の暗証番号（パスワード）\*

- 券面事項入力補助用暗証番号（数字4桁）
- 署名用電子証明書用暗証番号（英数字6文字以上16文字以下）

④所得金額のわかるもの（源泉徴収票など）や控除について証明する書類（保険料控除証明書など）（郵送や窓口で提出する場合と同様）

\*「マイナンバーカードの申請をしたい」「暗証番号を忘れた」などのお問い合わせについては、市税事務所や区役所・支所の税務窓口では対応できません。

名古屋市公式ウェブサイト (<https://www.city.nagoya.jp/>) の「マイナンバーカード（個人番号カード）に関するよくあるご質問」ページをご確認ください。



市民税・県民税の申告について、詳しくは名古屋市公式ウェブサイトの「市民税・県民税の申告」ページをご覧ください。



ご不明な点がありましたら、お住まいの区を担当する市税事務所の市民税課にお問い合わせください。

また、eLTAXホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>) の「個人住民税申告の電子化に係る特設ページ」にマニュアルやよくあるご質問が掲載されています（上記ページ内リンクからアクセスできます。）。